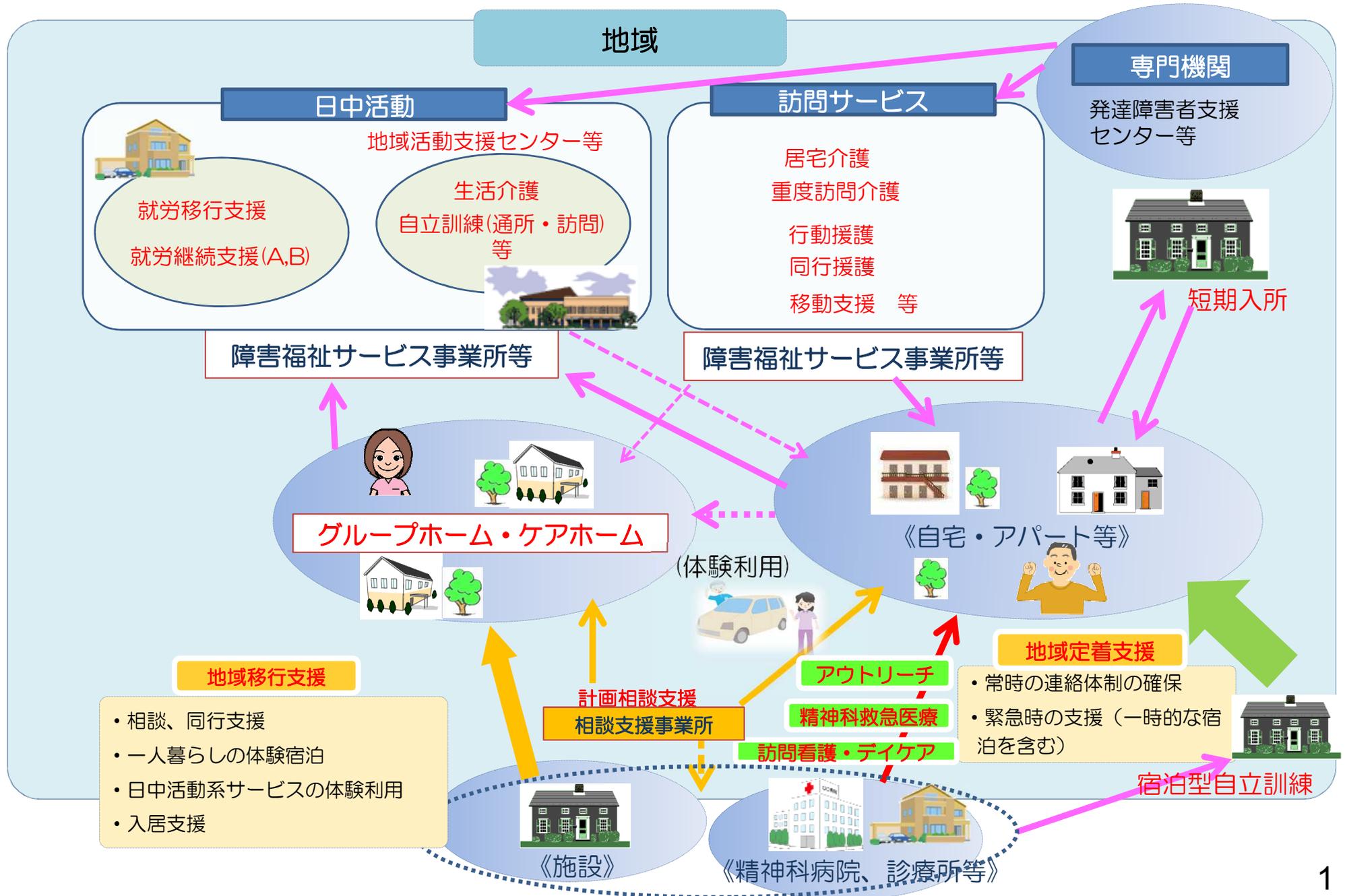


障害者の地域生活の推進に関する議論の整理 参考資料

(参考資料1) 地域における障害福祉サービス等による支援 (イメージ)

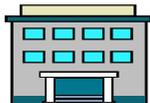


(参考資料2) 発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウが十分に蓄積されていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備するとともに発達障害のある方の社会参加を促す。

発達障害者支援センター (地活事業) 職員配置: 4名程度

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



(課題)

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地活事業)

- 発達障害者支援体制整備検討委員会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター(コーディネータ)

地域支援機能の強化へ

(現行) 地域支援体制サポート ※サポートコーチ2名分を積算

再編・拡充

一部新規
(4名分)

発達障害者地域支援マネジャーの配置: 6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

(新規) 地域支援体制マネジメントチーム



市町村 (継続)

体制整備支援(2名)

全年代を対象とした支援体制の構築
(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等 (新規) 困難ケース支援(2名)

困難事例の対応能力の向上
(求められる事業所等の取組)
対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関 (新規) 医療機関との連携(2名)

身近な地域で発達障害に関する
適切な医療の提供
(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



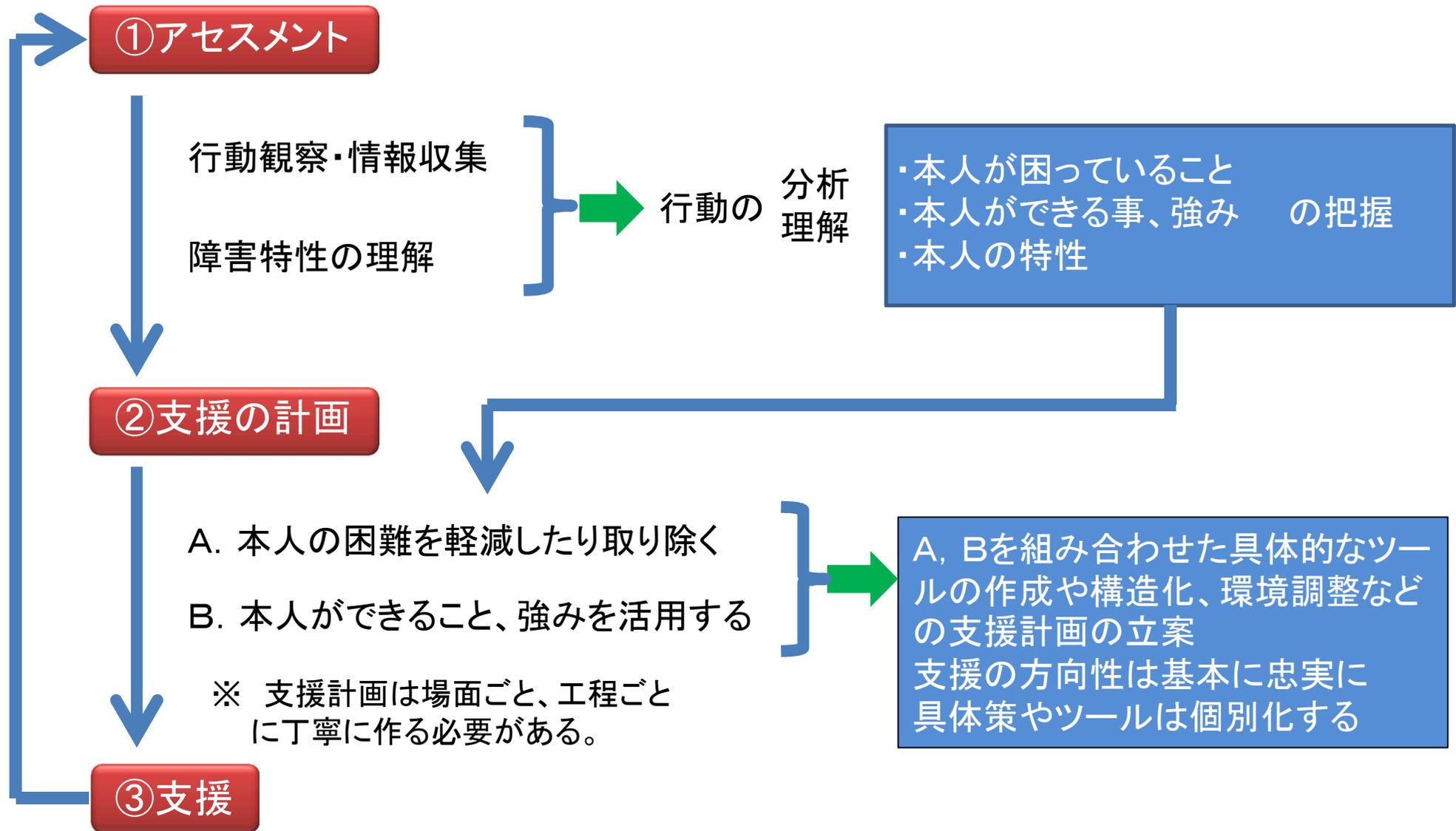
発達障害のある方の社会参加を促す

- (経済財政運営と改革の基本方針)
意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境の整備
- (日本再興戦略-JAPAN is BACK)
人材力の強化、障害者の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進



(参考資料3)

行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス



(参考資料4) 強度行動障害支援者養成研修と行動援護従業者養成研修のカリキュラム

強度行動障害支援者養成研修カリキュラム(案)			
	科目	内容	時間
講 義	強度行動障害をとりまく制度とサービスに関する講義	・行動障害をとりまく制度と課題	2
		・強度行動障害と虐待	
		・虐待防止法について	
		・事例紹介	
強度行動障害の特性と障害理解に関する講義	・本研修の対象となる行動障害	4	
	・強度行動障害の定義		
	・重度最重度知的障害とは／自閉症とは		
	・強度行動障害の歴史的経過		
	・福祉と医療との連携		
	・様々なアセスメントツール		
	・危機管理／緊急時の対応		
・行動障害のある人と家族の生活の理解に関する講義			
強度行動障害と医療に関する講義	・様々な医療的なアプローチ	2	
	・福祉と医療の連携について		
強度行動障害に対する支援の実際に関する講義	・地域における児童の支援	3	
	・ショートステイを活用した支援		
	・児童入所施設における支援		
	・成人入所施設における支援		
	・成人期の地域生活支援		
	・地域支援の5つの原則 ・環境調整の原則		
強度行動障害の特性とコミュニケーションの理解に関する演習	・障害特性の理解を中心に	3	
	・感覚／知覚の違い		
	・氷山モデルで行動障害を理解する		
	・グループ討議／まとめ		
強度行動障害の支援技術に関する演習	・障害特性の理解 ・医療との連携	3	
	・環境調整を中心に		
	・構造化の考え方		
	・構造化の基本と手法		
強度行動障害の事例に関する演習	・グループ討議／まとめ	3	
	・コミュニケーションの理解と表出		
	・様々なコミュニケーションの方法		
	・グループ討議／まとめ		
		・ふりかえり	
	合 計		20

行動援護従業者養成研修カリキュラム		
	科目	時間
講 義	行動援護に係る制度およびサービスに関する講義	2
	行動援護利用者の障害特性と障害理解に関する講義	2
	行動援護の技術に関する講義	2
演 習	行動援護の事例に関する演習	4
	行動援護の支援技術に関する演習	3
	行動援護の事例分析に関する演習	4
	行動援護の事例分析の検討に関する演習	3
計		20

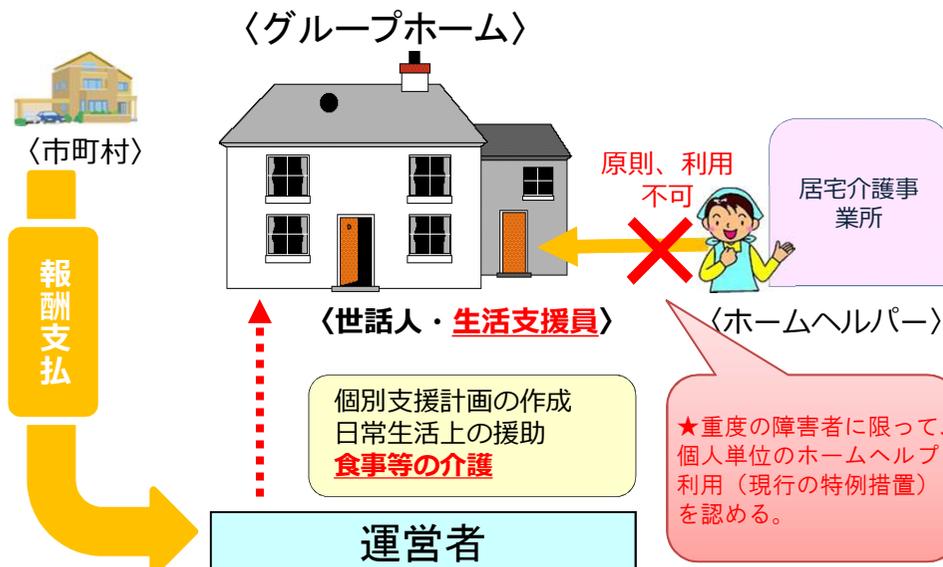
(参考資料5) 一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、**介護を必要とする者としめない者が混在して利用**することとなり、また、**介護を必要とする者の数も一定ではない**ことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか(介護サービス包括型(現行ケアホーム型))**、② **グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとする。

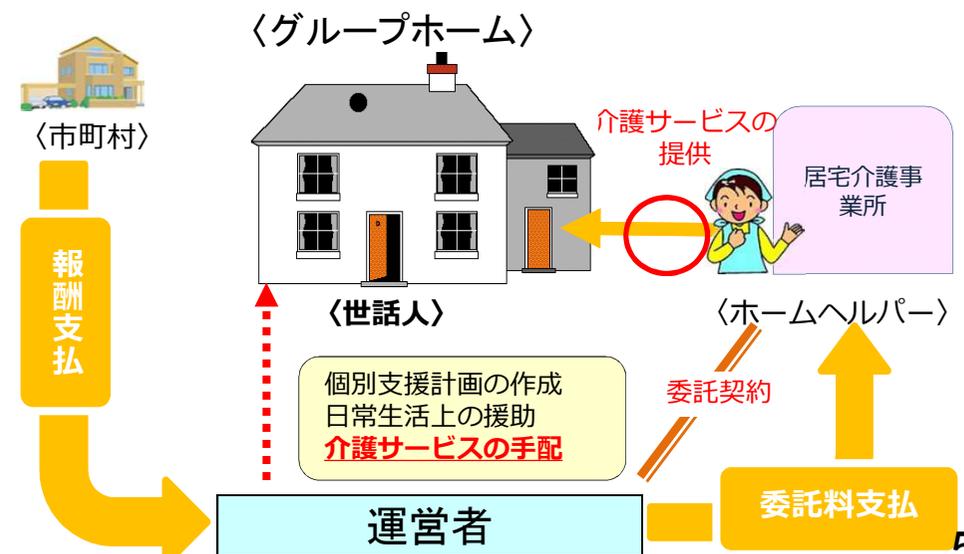
介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に**当該事業所の従業者が提供**。
- ★利用者の状態に応じて、**介護スタッフ(生活支援員)**を配置。



外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所は**アレンジメント(手配)のみ**を行い、**外部の居宅介護事業者等に委託**。
- ★介護スタッフ(生活支援員)については**配置不要**。



(参考資料6) 一元化後のグループホームにおける報酬のあり方

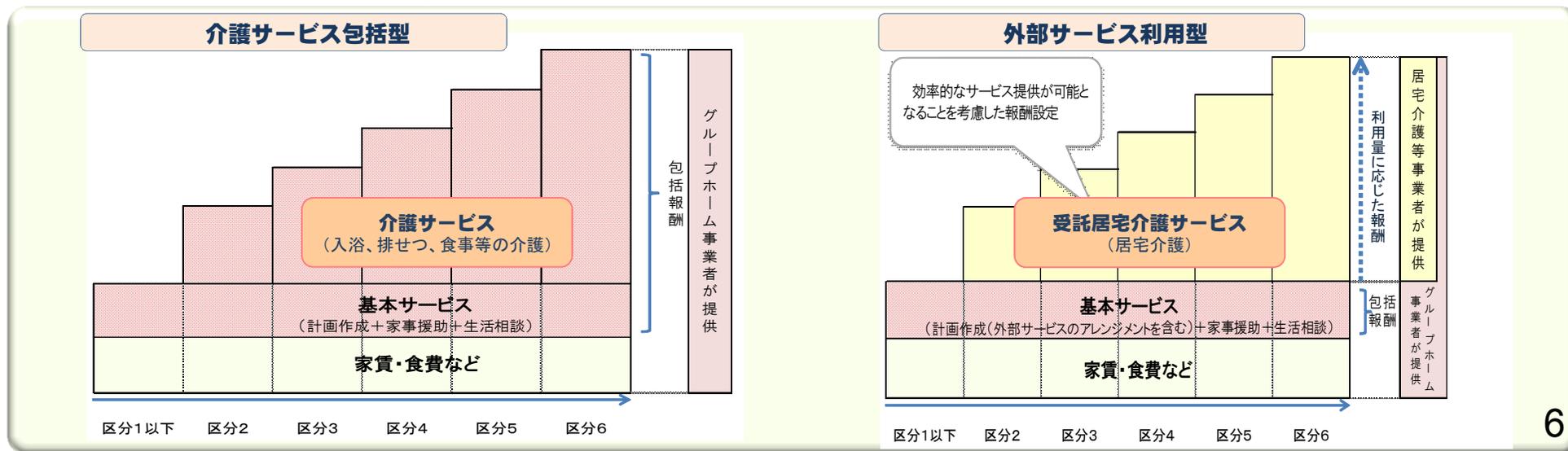
(1) 介護サービス包括型の報酬

- 介護サービス包括型については、グループホームの従業者が介護サービスも含めた包括的なサービス提供を行うことから、**現行ケアホームと同様に、障害程度区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定**することが考えられる。
- その場合、**現行、経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプ利用**については、平成26年4月以降についても、必要な支援の質・量を担保する観点から、**新規の利用も含め、当分の間、認める**ことが必要である。

(2) 外部サービス利用型の報酬

- 外部サービス利用型については、介護を必要としない者も利用するため、
 - ア **利用者全員に必要な基本サービス**（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）は、包括的に評価し、
 - イ **利用者ごとにそれぞれのサービスの必要性やその頻度等が異なる介護サービス**については、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定する仕組みとすることが考えられる。
- その場合、一元化後のグループホームで外部の居宅介護サービスを利用した場合であっても、その費用が基本サービス分も含めて、**現行ケアホーム（一元化後の介護サービス包括型）とそれほど変わらない水準となるよう、安定的な運営や効率的なサービス提供が可能となること等を考慮した居宅介護の算定方法を検討する必要がある。**

(参考) 介護サービス包括型と外部サービス利用型の報酬のイメージ



(参考資料8) 地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

(参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること